(7)　評価の業務を行う事務所の所在地
　三重県津市島崎町五十六番地
(8)　法第十三条の評価員の氏名
　鈴木　享、松井　敏幸、佐藤　邦幸、浜田元三郎、松永　栄久、鏡　義樹、花井　卓也、加藤　文基、森下　繁忠、安部　昭夫、山本　徹、荒木　歩、鏡　柾、田端　隆
(9)　役員の氏名
　野田　素延、尾田　文彦、月岡　存、葛葉　泰久、寺本　博美、森　久恵、木田久主一、川岸　光男、松田　直久、佐藤　均、渡邉信一郎、北川　貴志、井熊　信行、井山夫左雄
(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
　鈴木　享
(11)　評価の業務を行う区域
　三重県全域

○近畿地方整備局告示第二百十号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十二年十月十九日
近畿地方整備局長　上総　周平
一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第四百七十七号東部大阪都市計画下水道事業淀川左岸流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十七年三月二十一日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　昭和四十七年建設省告示第四百七十七号、昭和六十三年建設省告示第三百二十五号、平成五年建設省告示第六百十六号及び平成七年建設省告示第百三十三号の事業地のうち交野市私部西五丁目、星田北一丁目、星田北二丁目、星田北四丁目及び藤が尾一丁目地内において事業地を変更する。

○中国地方整備局告示第百五十六号

　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十二年十月十九日
中国地方整備局長　福田　功
一　登録年月日
　平成二十二年十月三日
二　登録番号
　1
三　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人鳥取県建築住宅検査センター
四　代表者の氏名
　森本　博美
五　登録の区分
　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第九条第一号及び第二号に定める区分
六　評価の業務を行う事務所の所在地
　鳥取県鳥取市田園町三丁目三百七十五番地
七　法第十三条の評価員の氏名
　布廣　智実、山﨑　忠雄、足立　浩、井出添　正、田村　嘉朗
八　役員の氏名
　森本　博美、山田　正、田中　佳久、藏増　篤志、黒川　隼人、坂本トヨ子、長井勇喜夫、福井　靖子、細田　泰造、山﨑　安造、福田　正美
九　評価の業務を行う部門の管理者の氏名
　田中　佳久
十　評価の業務を行う区域
　鳥取県の全域

○中国地方整備局告示第百五十七号

　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十二年十月十九日
中国地方整備局長　福田　功
一　登録年月日
　平成二十二年十月三日
二　登録番号
　2
三　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人島根県建築住宅センター
四　代表者の氏名
　柳原　恒德
五　登録の区分
　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第九条第一号及び第二号に定める区分
六　評価の業務を行う事務所の所在地
　島根県松江市北田町三十五番地三
七　法第十三条の評価員の氏名
　柳原　恒德、井上　浩二、和田登志子、田中　亮輔、足立　正智、矢野　敏明、前田　清行、佐々木幸登
八　役員の氏名
　柳原　恒德、和美　廣喜、安藤　隼人、角田　幸雄、角　忠洋、秦　公平、野津　洋三、佐々木日出子、安食　章、山川　博司
九　評価の業務を行う部門の管理者の氏名
　柳原　恒德
十　評価の業務を行う区域
　島根県の全域

○中国地方整備局告示第百五十八号

　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十二年十月十九日
中国地方整備局長　福田　功
一　登録年月日
　平成二十二年十月三日
二　登録番号
　6
三　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　財団法人山口県建築住宅センター
四　代表者の氏名
　仲子　正則